

指定市町村事務受託法人における居宅サービス等利用者数の公表について

名古屋市では、平成24年度から介護保険認定調査について介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「事務受託法人」という。）へ委託をしています。

このたび、介護保険法施行規則第34条の6第3項の規定に基づき、事務受託法人より「要介護認定調査対象者数」及び「居宅サービス等利用者数」の報告を受けましたので、介護保険法施行規則第34条の6第4項の規定に基づき公表いたします。

要介護認定調査対象者数及び居宅サービス等利用者数 (令和3年度)

区 分	株式会社日本ビジネスデータープロセッシングセンター(※)	医療法人東樹会	医療法人財団善常会	社会福祉法人紫水会	計
要介護認定調査対象者数	12,904人	9,115人	10,814人	8,919人	41,752人
居宅サービス等利用者数	—	88人	313人	3人	404人

※(株)日本ビジネスデータープロセッシングセンターは居宅サービス等事業を実施していない。

- * 「要介護認定調査対象者」とは、以下に該当する者をいう。
- 1 介護保険法第27条第 2項、第28条第 4項、第29条第 2項、第30条第 2項、第31条第 2項、第32条第 2項、第33条第4項、第33条の 2第 2項、第33条の 3第 2項及び第34 条第 2項の規定に基づく新規申請、一部の更新申請、区分変更申請に係る認定調査対象者
 - 2 生活保護法第15条の2の規定に基づく介護扶助の決定に係る認定調査対象者

【参考】介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）＜関係分抜粋＞

(市町村事務の委託の公示等)
第34条の6

3 居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人は、年度ごとに、要介護認定調査事務を委託した市町村に対して、当該事務に係る法第27条第2項に規定する調査を実施した被保険者（次項において「要介護認定調査対象者」という。）のうち、第38条第1項に規定する要介護認定有効期間において当該指定 市町村事務受託法人が提供する居宅サービス等を利用した被保険者（次項において「居宅サービス等利用者」という。）の数を報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた市町村は、次に掲げる項目を公表するものとする。

一 要介護認定調査対象者の数

二 居宅サービス等利用者の数